

区 分	控 除 額	対象者
扶 養 親 族	330,000円	下記以外の一般の扶養親族
特定扶養親族	450,000円	昭和61年1月2日から平成5年1月1日までの間に生まれた方
老人扶養親族	380,000円	昭和14年1月1日以前に生まれた方
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうちであなたや配偶者の父母や祖父母などで、同居を常としている人

扶養親族が同居特別障害者(特別障害者であなたや配偶者、または生計を一にする親族と同居を常としている人)の場合は上記の控除額に230,000円を加算してください。